

島根労働局発表

平成29年11月30日

担	島根労働局雇用環境・均等室
室長	周藤 明美
監理官	竹谷 一彦
当	TEL 0852-20-7007

「しまね働き方改革宣言」を採択しました

～しまね働き方改革推進会議において～

しまね働き方改革推進会議（議長：島根労働局長浅野茂充、副議長：島根県商工労働部長安井克久）では、平成29年2月に第1回会議を開催以来、島根県内の働き方改革を推進するため協議してきましたが、平成29年11月10日の「第3回しまね働き方改革推進会議」において別添1のとおり、「しまね働き方改革宣言」を採択しましたのでお知らせします。

1 しまね働き方改革推進会議について

以下の13組織で構成され、島根県内の働き方改革を推進するために、平成29年2月10日に設置された会議体（別添2 しまね働き方改革推進会議設置要綱）

一般社団法人 島根県経営者協会
島根県中小企業団体中央会
島根県商工会議所連合会
島根県商工会連合会
日本労働組合総連合会島根県連合会
国立大学法人 島根大学
公立大学法人 島根県立大学
独立行政法人 国立高等専門学校機構 松江工業高等専門学校
株式会社 山陰合同銀行
株式会社 島根銀行
島根県教育委員会
島根県
島根労働局

2 宣言の主旨、目的

島根県内の働き方改革に向けた認識を共有し、構成団体自らが先頭に立って、自らの職場や関係の企業・団体における働き方改革の推進に全力で取り組みます。

各団体や自治体等とも連携しながら、県内各企業に対して「働き方改革」に関する意識啓発や働きかけを進めます。

県民・地域・企業がそれぞれの魅力を高め、明るく活力ある島根の発展を目指していきます。

しまね働き方改革宣言

いま、島根県においては、少子高齢化や若者の県外流出により、労働力人口は全国平均を上回る速さで減少しています。これを少しでもくい止め、地域と企業の活力を高めていくためには、島根の将来を担う若者を惹きつけ、やりがいや充実感をもって県内に定着してもらうことが必要です。

併せて、女性、若者、高齢者、外国人、障がいのある方など誰もが働きやすく活躍できる社会を実現することが課題となっています。

そのような中、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、ライフスタイルに応じた働き方の実現、非正規労働者の処遇改善などの「働き方改革」の取組を進めるために、以下のことを宣言します。

宣言1 ほどよく休み、しっかり仕事、すっきり帰宅！

～人材の確保、定着、生産性の向上を図りましょう～

宣言2 「仕事と生活の調和」を企業の魅力に！

～子育て・介護等と仕事の両立を可能にしましょう～

宣言3 みんな元気に生涯現役！

～多様な技術・経験を有する高齢者の方も幅広く活躍しましょう～

宣言4 誰もがいきいき活躍できる職場に！

～誰もが希望や能力を活かして活躍しましょう～

宣言5 職場に実情を語り合う場をつくろう！

～働き方改革に向けて、職場での話し合いの機会をつくりましょう～

働き方改革の取組により、若者などの人材確保が進み、誰もが健康で安心して生き生きと活躍できる魅力ある職場・企業を島根県内に広げていくとともに、こうした魅力ある職場・企業を積極的に外部に情報発信することが必要です。

今こそ、他の都道府県に先んじて、率先して働き方改革を進めましょう。

私たちは、こうした認識を共有し、自身が先頭に立って、自らの職場や関係の企業・団体における働き方改革の推進に全力で取り組むとともに、各団体や自治体等とも連携しながら、県内各企業に対して「働き方改革」に関する意識啓発や働きかけを進め、県民・地域・企業がそれぞれの魅力を高め、明るく活力ある島根の発展を目指していきます。

平成 29 年 11 月 10 日

しまね働き方改革推進会議

一般社団法人島根県経営者協会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会、日本労働組合総連合会島根県連合会、国立大学法人島根大学、公立大学法人島根県立大学、独立行政法人国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校、株式会社山陰合同銀行、株式会社島根銀行、島根県、島根県教育委員会、島根労働局

「しまね働き方改革推進会議」設置要綱

1 目的

島根県は全国に先行して少子・高齢化、人口減少が進んでおり、これに歯止めを掛けるためには、若者の地元就職、定着など人材の確保が必要である。

そのためには、産業振興策とともに、誰もが働きやすい、活躍できる職場を作っていくことが重要となっている。

そこで、これまでの仕事と生活の調和の推進に加え長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進、非正規労働者の処遇改善などによる「働き方改革」を推進し、魅力ある職場を作り出し、人材の確保、定着を図るため、「しまね働き方改革推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 構成員

会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

議長 島根労働局長

副議長 島根県商工労働部長

構成員

- ・ 一般社団法人 島根県経営者協会
- ・ 島根県中小企業団体中央会
- ・ 島根県商工会議所連合会
- ・ 島根県商工会連合会
- ・ 日本労働組合総連合会島根県連合会
- ・ 国立大学法人 島根大学
- ・ 公立大学法人 島根県立大学
- ・ 独立行政法人国立高等専門学校機構 松江工業高等専門学校
- ・ 島根県教育委員会
- ・ 株式会社 山陰合同銀行
- ・ 株式会社 島根銀行

オブザーバー

- ・ 中国経済産業局

3 協議事項

推進会議においては、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、非正規労働者の処遇改善、女性の活躍推進、仕事と子育て・介護の両立など幅広い意味での「働き方改革」を通じて、島根県内の魅力ある職場作り、若者の地元就職、地元定着の推進について協議する。

4 会議の事務局

推進会議の事務局は、島根県の協力を得て島根労働局において担当する。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 2 月 10 日から施行する。